

猪名川町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

猪名川町長

岡本信司

猪名川町手数料条例の一部を改正する条例

令和8年3月23日

条例第2号

猪名川町手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和8年3月31日までの間に限り」を「当分の間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

猪名川町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(課税証明等の手数料に関する特例)</p> <p>4 平成28年4月1日から<u>当分の間</u>、多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)によって行う場合の別表第3に規定する課税証明(町県民税に係る課税証明に限る。)、印鑑証明、住民票の写し、戸籍の附票の写しの交付に係る手数料の額については、同表中「300円」とあるのは「200円」とし、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付に係る手数料の額については、「450円」とあるのは「350円」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(課税証明等の手数料に関する特例)</p> <p>4 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り、多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)によって行う場合の別表第3に規定する課税証明(町県民税に係る課税証明に限る。)、印鑑証明、住民票の写し、戸籍の附票の写しの交付に係る手数料の額については、同表中「300円」とあるのは「200円」とし、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付に係る手数料の額については、「450円」とあるのは「350円」とする。</p>